

取引参加者からの意見について

- 平成 30 年 12 月から本年 1 月にかけて、改正卸売市場法第 4 条の趣旨を踏まえ、以下の取引参加者等から意見を聴いた。

- 【卸売業者】 ・大阪北部中央青果株式会社 ・大果大阪青果株式会社 北部支社
 ・株式会社うおいち 北部支社 ・株式会社大水 北部支社
 【仲卸業者】 ・大阪府青果卸売協同組合 ・大阪府水産物卸協同組合
 【売買参加者】 ・大阪府中央卸売市場近郷部北青会
 【指定管理者】 ・大阪府中央卸売市場管理センター株式会社

- 各論点に対する意見

＜改正の基本理念＞

- 1 場内事業者間の公平性の確保の他、市場間競争で、当市場の事業者が不利な扱いとならないよう配慮すべき。
- 2 各市場の地域性があり、他市場との間でルールは異なる部分があって然るべき、全て統一しなくてもよい。
- 3 規制を完全撤廃し各市場が取引参加者の自主性に全てを委ねると、市場秩序が損なわれる危惧があり、一定のルールは必要。
- 4 法律の内容が大きく変わったとはいえ、取引の実態が変わるわけではない。現在の制度は良くできており、あまり大きく変える必要はない。法律や業務規程等で明文化されていないルールやマナーで市場が動いている部分が少なくないため、業務規程等で縛り過ぎないように配慮すべき。
- 5 卸売業者と仲卸業者は、共に市場を構成する仲間であり、お互いへの信頼関係が基礎にある。制度的不備でこの信頼が毀損されることのないよう、しっかりと制度設計をお願いする。
- 6 流通に無理な制約を課すことは控え、各事業者の自主性が十分に発揮されるような制度とすることが望ましい。それが使用料の制度検討にも良い影響を与えるものとする。
- 7 当市場の常駐代表者会議は、他市場には無い当市場独自の非常に効果的な意思決定システムであり、そこで適宜合意をとりながら進めればよい。多くのテーマの中から適切な事柄が選別される。
- 8 最初から完璧を期すのは現実的に困難なこと。業務規程改正の後、運用の過程で新たな課題が明らかとなったとき、その都度協議して改善修正を図っていくこととし、そのような制度的仕組みを整備することが望ましい。

- ＜意見の概要＞ ・制度改正に伴う混乱を最小限に留めるよう配慮
 ・市場の競争力を高める方向へ導くべき
 ・場内事業者間の相互理解を十二分に高めるべき

<卸売業者による第三者販売、仲卸業者による直接集荷>

- 9 第三者販売と直接集荷は、その必要性が重複するため、調和のとれた制度とする必要がある。市場の発展のためには、卸売業者と仲卸業者が協調して検討すべき課題。
- 10 青果部における卸売業者の（残品以外の）第三者販売について、過去にその条件緩和を三者（2卸、1組合）で合意したが、内容が書面化されていない。結果、第三者販売の状況が合意内容に沿ったものであるか確認できない。この機会にルールの特文化を求める。
（本意見の補足）
- 11 卸売業者による量販店への第三者販売は、仲卸業者との競合が明白であり、抑制すべき。
- 12 卸売業者による量販店への第三者販売が継続すれば、仲卸業者の営業への負の影響が避けられない。最終的に市場からの撤退を余儀なくされることもありうる。もし市場に卸売業者4社だけが残ることになれば、それは卸売市場と呼べるものではない。
- 13 販売先が無いから第三者販売をする、一方では品物が無いから直接集荷するというのは、要するにミスマッチが発生しているということであり、このミスマッチの解消に寄与する制度を構築すべき。
- 14 仮に第三者販売規制を完全に廃止して、一般消費者含む様々な購買者が卸売業者のもとへ直接やってきたとしても対応困難で、また市場内に混乱を引き起こす恐れもある。卸売業者は仲卸業者へ販売するのが基本であり、それを意識した制度を維持すべき。
- 15 第三者販売や直荷引きの規制廃止は、改正卸売市場法における役割分担の定義（第2条第4、5項）を没却するものであり不適切。この定義を大前提に置いた上で制度構築すべき。
- 16 直接集荷の届出額算出のためだけに事務員を増やさなければならないような事態は好ましくなく、制度の簡素化について異論はない。水産物部と青果部で異なる取扱いとする考え方もあり。
- 17 本規制が撤廃されると、仲卸業者の得意先である量販店等への卸売業者による営業攻勢が始まり、仲卸業者と完全競合状態になる恐れがある。場内卸売業者には節度ある対応を信頼できるが、他市場の卸売業者にそのような良心を期待できるものではない。
- 18 第三者販売、直接集荷といった小さな視点で考えるのではなく、市場全体の取扱高が増えるように知恵を絞るべき。結果として市場に運営財源の充実がもたらされ、大きな視点での検討が必要。
- 19 市場内取引に成長の余地が少ないことは認めざるをえず、企業としては市場外に向けて展開していかざるをえない。場内事業者間の調和が取れるよう緩和し、市場取扱高が増える方向へ導くべき。
- 20 場外仕入れは、仲卸業者にとって人手もコストもかかる大変なことで、本来は避けたいこと。とはいえ、場外仕入れのメリットが大きくなればそれを選択せざるを得なくなってしまう。

《意見の概要》 ・各場内事業者の強み、長所、得意分野等を最大限発揮できるようなルール、仕組み、役割分担を整えるべき
・場内事業者の共存共栄、市場全体の成長を目指すべき

<商物一致の原則>

- 21 市場を経由しない荷物であっても、商慣行一般に認められる信頼関係に基づき適切に取引されている。場内に降ろす荷物は場内のルールで、それ以外の荷物は一般に認められたそれぞれのルールで取引すればよく、公益上の必要性も乏しく、廃止が妥当。
- 22 20年ほど前から当規制に対する市場参加者の認識は薄れていると思われ、遵法意識も低いと言わざるをえない。現代にそぐわない規制であり見直すべき。
- 23 産地から物流センター等への直送について、センター側の納入条件を充足することが困難であるため、出荷者側は市場へ送ることを好む傾向がある。
- 24 冷凍水産物の販売は、国内各地の港や海外の冷蔵庫に保管しつつ名義変更で処理するのが一般的であり、商物一致原則はこの商取引の現状に適合していない。

《意見の概要》 商物一致原則は現代にそぐわず、廃止しても差支えない

<市場の開設区域>

- 25 開設区域とは、卸売市場の整備に関する概念的なもの。現代において販売先は海外、全国各地、津々浦々にまで広がっていることからすれば、もはや意味を成しておらず、改正法で廃止された以上それを開設者において復活させる必要性は無い。
- 26 卸売業者にとって開設区域にかかる営業規制は有名無実化し、売上高割使用料の対象範囲としてのみ意識されている。
- 27 開設区域の内外、商物一致の順守如何に関係なく、取引すべて当社の取扱高として申告しており、結果として使用料も負担しているため、開設区域の存廃が当社に与える影響は思いつかない。
- 28 水産物部の卸売業者は海外事業等での兼業取扱高が大きい。開設区域が廃止されこの兼業分が本業に加算されるのなら、条例改正後に使用料負担が急激に上昇することのないよう配慮をお願いする。
- 29 廃止に伴い、売上高割使用料に生じる影響について、検証と議論が必要。なお開設区域内外で使用料負担の有無を分けるのは、現在の流通実態を無視したやり方であり適切でない。
- 30 場内事業者が場外で小売店舗等を自由に営むことの是非は要検討。また小売規制を廃止するとしても、現在の状況を基準に制度設計を行い、条例改正前後の混乱が少なくなるよう配慮すべき。

《意見の概要》

- ・ 開設区域の制度的廃止について異論なし
- ・ 取引規制への影響等を個別に見極めるべき
- ・ 市場使用料の負担増にかかる影響の緩和に配慮すべき

<卸売業者の業務許可>

- 31 公の施設で営業する以上、一定基準への充足など何らかの公的規制が必要。各取引参加者へ公平公正な取引環境を提供するためにも、卸売業者の資格付与には細心の注意が求められるはず。
- 32 卸売業者、仲卸業者ともに、業務許可を得た者によって取引が行われるよう、開設者の条例で規定すべき。
- 33 誰もが市場内で卸売業を営めるという状態は好ましくない。参入希望者の適性を見極めは必要であり、場内卸売業者の本社がある大阪市とも連携して、適切な制度を整備してもらいたい。
- 34 「卸売業者の役員と、仲卸業者の役員は、兼ねることができない」といった兼務禁止規定は残すべき。

《意見の概要》 卸売業者の許可制を維持継続するため、開設者による許可制とすべき

<せり人制度>

- 35 せりにおいて、品物を評価する人材は重要であり、目利きできる人材、全国の相場に精通している人材、取扱商品知識のある人材だけがせり人になれる免許または資格とする。
- 36 仲卸業者や売買参加者が市場内で安心して取引するためには、せり人が必要な知識、技能を有することが条件。これを永続的に確保するには、開設者において資格試験等を実施することが望ましい。

《意見の概要》 せり人にかかる制度は維持継続すべき

<その他各論>

- 37 卸売業者だけに取引情報（各種奨励金など）の公表が義務付けられ、仲卸業者と比べ卸売業者は不利な立場にある。過度な負担が生じないように制度設計において配慮をお願いする。
- 38 各種申請書類の様式が府市で共通化されれば、申請者側にとって経済的なことであり好ましい。
- 39 掛売りするとき、売先の信用力を確認するのが基本だが、当市場において卸売業者は仲卸業者の経営成績等の情報を有していない。せめて会社法に開示義務の定めがある損益計算書等の決算書類については、開設者において閲覧等の機会を確保していただきたい。
- 40 「完納奨励金」という名称には、売上値引きとみなされる危惧がある。他費目で処理しようにも、条例に規定されてしまえばそれが出来ない。できれば条例での規定は見送っていただきたい。
- 41 当市場の指定管理者制度は全国で唯一のもの、開設者と指定管理者の連携が円滑に進むような制度設計を。